

1 0 参加団体等は、合意した活動の実施に当たり、交通の障害とならないよう十分注意するとともに、参加者の安全確保に努めます。

1 1 参加団体等は、初年度は合意書を取り交わした後速やかに、その後は年度毎の活動開始前までに年間活動計画書を所長に提出します。

1 2 参加団体等は、毎年3月末までに実施状況報告書を所長に提出します。

1 3 所長は、参加団体等が合意の解除を申し出た場合又は次に掲げる場合には、本書による合意を解除することができることとします。

(1) 参加団体等が道路に関する法令に違反した場合

(2) 参加団体等が本書に記載した活動を行わなかった場合

(3) 参加団体等が(1)、(2)のほか千葉県が管理する道路の管理に支障がある活動その他の千葉県道路アダプトプログラムの趣旨に反する行為を所長の要請に反して中止しない場合

1 4 千葉県道路アダプトプログラムの実施に当たり、本書に定めのない事項については、参加団体(者)、 (市・町・村)及び所長が協議のうえ決定します。

上記の合意を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印し、各自その1通を保存します。

年 月 日

参加団体(者) 住所
名称
代表者 ⑩

市町村 所在地
名称
市町村長 ⑩

千葉県 所在地
土木事務所
所長 ⑩